

## 2026年度秋学期 明治大学国際交流基金事業 Researcher Mobility Grant 募集要項

### 1 目的

- 本制度は、本学専任教員が、外国の大学や研究機関等に所属する外国人研究者を招聘し、
- (1)講演又はセミナーの開催により学生及び研究者が国際的な研究に触れる機会の提供
  - (2)研究者同士の交流を通じて人的ネットワークを構築し、国際共同研究につながる機会の創出を目的としています。

### 2 制度概要

対象期間 <sup>※1</sup>	2026年9月20日～2027年3月20日			
招聘期間 <sup>※2</sup>	10日間	15日間	20日間	
支給経費	渡航費 <sup>※3</sup>	居住地から成田／羽田空港 往復航空券（割引エコノミークラス）		
	滞在費	18万円	27万円	36万円
義務	講演等 <sup>※4</sup>	1回以上	2回以上	3回以上
	報告書	ホスト教員作成：A4 1枚程度（指定書式） ※プログラム終了後 1ヶ月以内に要提出		
募集件数	2件程度	2件程度	1件程度	

※1 講演日は、本学学生が参加しやすい日時を設定してください。日曜・祝日、夏季一斉休業期間、定期試験期間及び入学試験期間は実施不可になります。

※2 招聘期間は、日本への入国日から出国日となります。

フライトスケジュールにより移動中（機中泊）となる日は含みません。

※3 割引エコノミーの実費を上限とし、国際連携事務室が、往復航空券を手配します。ストップオーバーは認めません。座席指定等に係る追加料金は、搭乗者負担になります。

※4 本学内で、本学学生及び広く一般に向けて開催する講演・セミナー回数です。1回の講演目安時間は100分です。

### 3 申請者(ホスト教員)の資格

本学専任教員

（専任教授、専任准教授、専任講師、特任教授、特任准教授、特任講師、助教）

### 4 招聘する外国人研究者の資格

- (1)外国の教育・研究機関に所属し、博士号取得者、あるいは博士号相当の研究経歴を有する者。
- (2)上述の(1)には、外国に研究者として10年以上在住し、現居住国の学会等で活躍している日本国籍の研究者を含みます。
- (3)ホスト教員と外国人研究者の専攻／専門分野に整合性があること。

## 5 募集期間

2026年5月19日（火）～2026年6月26日（金）15時厳守

## 6 応募書類・提出方法

提出先：国際連携事務室（Email：[gakujiyutsu@meiji.ac.jp](mailto:gakujiyutsu@meiji.ac.jp)）

提出書類	書式	提出方法	注意事項
ア 申請書（経歴書CV）	指定※1	メール	・ <a href="#">Excel ファイル</a> で提出 ・ 様式の改変不可 ・ 申請書：3ページ以内 CV：3ページ以内で作成
イ 推薦書	自由※2		・ 外国人研究者の <u>上級職位者（所属機関長・部局長等）</u> が作成 ・ <u>明治大学長宛て</u> で作成

※1 提出書類アの指定書式は、大学HPからダウンロードしてください。

<https://www.meiji.ac.jp/cip/researcher/researchergrant.html>

※2 推薦書が日本語・英語以外の場合、和訳（英訳も可）をあわせてご提出ください。

## 7 選考・採否決定

国際連携本部会議において審査を行い、採否を決定します。

## 8 選考基準

応募書類に基づき、書面審査をおこないます。

- ・ ホスト教員の研究分野との関連性を考慮に入れる。
- ・ 過去に採用実績がない（採用実績が少ない）ホスト教員を優先する。
- ・ 過去に採用実績がない（採用実績が少ない）外国人研究者を優先する。
- ・ 共同研究におけるスケジュールが明確であり、かつ学生への貢献度が高い外国人研究者を優先する。
- ・ 本学との交流が少ない国、地域などの地域バランスを考慮に入れる。

## 9 採否通知

採否については、申請書に記載の ホスト教員メールアドレス へ通知します（7月中旬予定）。採用となったホスト教員へは、外国人研究者宛ての招聘状 をあわせて送付します。

## 10 支援内容

- (1) 明治大学外国人研究者身分証明書（招聘教授又は招聘研究員※）の発行
- (2) ライブラリーカード（図書館利用用）の発行
- (3) MINDモバイルアカウント（学内インターネットアクセス用）の発行

※採用が決定した外国人研究者へは「明治大学外国人研究者招聘制度」に基づく身分の区分によって、招聘教授又は招聘研究員（所属：国際連携機構）のいずれかの身分を付与します。

## 11 留意点

- (1)申請は、ホスト教員1名につき1件です。
- (2)ホスト教員が外国人研究者招聘の責任者であり、来日中の身元保証人となります。制度詳細については、外国人研究者へ十分にご説明ください。
- (3)採用後、申請書と大幅な変更が生じた場合は、採用を取り消す場合があります。また、招聘期間は原則、変更できません。
- (4)採用後に、外国人研究者に関する「明治大学安全保障輸出管理事前点検シート【シート1-2】」をホスト教員から提出いただきます。そこで疑義が生じた場合は、採用を取り消す場合がありますので、あらかじめご注意ください。
- (5)本制度で招聘した外国人研究者を、国際連携本部を含む学内他の助成事業と重複して、申請対象とすることはできません。
- (6)本制度で招聘した外国人研究者は、出入国管理法に基づき、招聘期間中、収入を伴う事業の運営及び活動、または報酬を受ける活動は出来ません。
- (7)渡航及び滞在費以外の経費（例：印刷費や通訳費、会合費）は、国際連携本部では一切負担しません。
- (8)国際連携本部では、招聘期間中の傷害、疾病等の事故については、一切の責任を負いません。海外旅行保険は、必要に応じ外国人研究者ご自身で加入してください。
- (9)報告書提出の義務を履行しない場合、支給経費の返納を求めます。

## 12 問い合わせ先

明治大学 国際連携事務室（担当：櫻井、北口、西川）

Tel : 03-3296-4278      Email : [gakujuutsu@meiji.ac.jp](mailto:gakujuutsu@meiji.ac.jp)

以 上